

**小型空調専用契約
(選択約款)**

令和元年10月1日実施

総武ガス株式会社

目 次

1. 目的	2
2. 選択約款の届出および変更	2
3. 用語の定義	2
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	3
6. 契約期間	3
7. 使用量の算定	3
8. 料金	3
9. 単位料金の調整	4
10. 名義の変更	6
11. 契約の変更または解約	6
12. その他	6
付則	7
別表	8

1. 目的

この選択約款は、小型空調機器の普及を通じ負荷調整を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第12項の規定にもとづき、関東経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を関東経済産業局長に届出の上、変更することがあります。この場合、当社は変更内容をあらかじめお客様に通知の上、ガス料金その他の供給条件を変更後の選択約款によるものとします。
- (3) 当社は、一般ガス供給約款（以下「一般ガス供給約款」といいます。）を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、この選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (2) 「小型空調機器」とは、空調機器のうちガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力105.5kW（30USRT）以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (3) 「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までをいい、「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までをいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8パーセントと致します。
- (6) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次の条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 小型空調機器を使用すること。
- (2) 小型空調機器のガスの使用量を算定する専用のガスメーター（以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。）を設置すること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 申し込みの際お客さまは、所定の申込書を用いて、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約された方が、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
 - (4) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約の期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、その申し込みを承諾できません。

6. 契約期間

契約期間は、次の期間といたします。

- (1) 新たに本選択約款にもとづき契約を開始した場合は、契約開始の日から1年間とします。
- (2) 契約期間満了に先立って解約の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日から1年間同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

7. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日における小型空調機器専用ガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

8. 料金

- (1) お客さまは、料金のお支払時期により、①に定める早収料金または②に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。

①早収料金

料金の支払いが、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(2)により算定されたもの（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

②遅取料金

料金の支払いが早取料金適用期間経過後に行われる場合には、早取料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅取料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。

なお、遅取料金を支払われる場合は、早取料金に相当する金額を支払期限日までに支払っていただき、この金額と遅取料金との差額を、翌月以降にお支払いいただきます。

(2) 当社は、別表の料金表を適用して、早取料金を算定いたします。

(3) 料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。

9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り、または下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、(3) のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

＝基準単位料金＋0.082円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

＝基準単位料金－0.082円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨てます。

(2) 基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トンあたり）

62,860円

②平均原料価格（トンあたり）

(3) に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が100,580円以上となった場合は、100,580円といたします。

(算式)

平均原料価格＝トンあたりLNG平均価格×1.00

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

(3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

適用いたします。

⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

10. 名義の変更

お客様または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

11. 契約の変更または解約

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2(2)、もしくは2(3)により本選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものいたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものいたします。

12. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

1. 本選択約款の実施時期

本選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

(別表)

1. 料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または9の規定により算定した調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) (1) から (2) の定めを算式に表すと下記のとおりです。

$$\text{早収料金} = \text{基本料金} + \text{単位料金} \times \text{使用量}$$

- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれの算式により算定いたします。(小数点以下の端数切捨て)

$$\text{①早収料金に含まれる消費税等相当額} = \text{早収料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

$$\text{②遅収料金に含まれる消費税等相当額} = \text{遅収料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表

(1) 適用区分

料金表A：使用量が0立方メートルから250立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B：使用量が250立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A（消費税等相当額を含みます。）

a. 基本料金

冬期	1カ月につき		1,650円
その他期	1カ月につき		1,100円

b. 基準単位料金

冬期	1立方メートルにつき		109.14円
その他期	1立方メートルにつき		103.64円

②料金表B（消費税等相当額を含みます。）

a. 基本料金

冬期	1カ月につき		2,750円
その他期	1カ月につき		2,200円

b. 基準単位料金

冬期	1立方メートルにつき		83.84円
その他期	1立方メートルにつき		73.94円